

飯島町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

飯島町森林経営管理制度実施方針は、飯島町（以下、「町」という。）に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置及びその他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

なお、森林とは、森林法第5条に規定された森林とする。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現状と課題

町における森林面積は6,274haであり、総面積の72%を占めており、そのうち民有林面積は3,210haで51%を占めている。なお、アカマツ、カラマツ、スギ及びヒノキを主体とした民有林の人工林面積は1,673haであり、人工林率52%となっている。

このうち、森林経営計画は平成24年度の制度開始以来、計10団地で樹立されてきたが、里山及び河岸段丘林に多くの未整備森林が残っている。その原因としては、急傾斜な地形や零細な所有形態となっていることなどが考えられる。

(2) 基本的な考え方

町では、森林経営管理法を踏まえた上で、森林所有者と林業事業者による森林経営計画の樹立を支援していきます。その樹立過程で生ずる不経済林や、防災・減災の機能が求められる森林で、森林所有者による施業が困難な森林については、所有者からの申出により集積の上、市町村森林経営管理事業の実施を検討します。

なお、町を通して林業事業者と森林所有者が最長40年となる長期委託契約を締結する可能性があるため、将来に渡って信頼できる林業事業者を選定する必要がある。よって、長野県が認定している「意欲と能力のある林業経営者」及び町内で森林経営計画を樹立している「地域に根付いた林業事業者」を選定することによって、安定的に整備を進めていく。

また、森林教育や木育の推進を積極的に行うための施策を講ずる。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 対象森林から除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林、集約化事業実施済みの森林
- ・天然林
- ・公有林
- ・過去10年以内に整備されている森林

ただし、一体的に意向調査を行うべきと判断される場合はこの限りではない。

イ 対象森林の絞込み

- ・上記以外の民有林において、森林の管理が行われておらず、経済性及び防災・減災の観点から森林の整備が必要な森林を抽出する。
- ・町森林整備計画により、水源涵養機能維持増進、山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林及び木材生産機能に指定される区域を含む林班を抽出する。

(2) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査はモデル的に令和2年度から開始しているが、その改善点等を踏まえ、本格的な調査を令和3年度から実施する。
- ・意向調査は(1)のイの考えを基に優先度の高い地区から進めることとし、その計画は下記8のとおりとする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・意向調査の結果、自己による経営管理の意思がない森林で経済性を担保できる森林については、林業事業者による整備を支援していく。
- ・林業事業者では事業不成立となる森林(不経済林)については、防災・減災に資する森林で施業の重要性が高いと判断されたものに限り、町による必要な整備を進めていく。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を基に推進する事業に関する経費(意向調査、森林の管理・整備などに要する費用)は、森林環境譲与税をその財源とする。

6 特記事項

- ・意向調査対象森林については随時見直しを行うとともに、林業普及指導員や町林務委員会等の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民へ公表する。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努めていく。
- ・上伊那地域の市町村と連携し、情報の共有及び共同実施の可能性を研究していく。

7 意向調査対象森林面積等

- ・対象森林の面積
29林班 21.23ha、30林班 23.61ha、49林班 29.04ha、50林班 17.27ha
※森林簿上の人工林面積であり、実施年において天然林等の状況を含め精査する。

8 年度別意向調査実施予定(実施年は、状況により変更する可能性がある。)

年 度	対象林班	備 考
令和2年度	29林班	実施済
令和3年度	30林班	実施済
令和4年度	30林班	実施中
令和5年度	49林班	零細な所有形態
令和6年度	49林班	零細な所有形態
令和7年度	50林班	零細な所有形態
令和8年度	50林班	零細な所有形態
令和9年度以降	状況により決定	